



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

いのちとくらしをまもる
防災減災

記者発表資料

令和3年8月5日

■ 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

地域建設業の事業継続計画（BCP）を公募します ～ 公募期間は「8月6日（金）～9月17日（金）」～

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度^{※1}」について公募を開始します。

なお、令和2年度の募集から認定に関する手続きを以下のとおり簡素化しております。

- ① 更新認定の有効期間を2年間から3年間に延長。
- ② 更新審査は口頭審査を原則省略し、簡素化。
- ③ 申請資料を電子化し、製本不要とした。また、更新内容が「軽微な変更」の場合、一部の申請資料を省略。

※1 建設会社等の災害時における事業継続力を高めるための取り組み

【公募の概要】

1. 申請期間

令和3年8月6日（金）～9月17日（金）

2. 対象とする建設会社等

中国地方整備局における令和3・4年度「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等
継続更新は、令和元年度「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）を受けている建設会社等が対象

3. 申請要項

別紙-1「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定

令和3年度 申請要項」のとおり

※作成解説書や事業継続計画の作成ポイント・留意点も掲載しておりますので
参考にしてください。

＜制度の詳細や関係資料については、中国地方整備局 WEB サイトから入手できます＞

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

＜問い合わせ先＞

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担当】

防災室長

しみず のぶお
清水 信夫（内線2151）

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定

令和3年度 申請要項

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「3. 新規審査について」、「4. 更新審査について」に基づき、次のとおり公募します。

なお、令和2年3月に実施要領を改訂していますので、ご注意ください。改訂内容については、別添参考資料を参照してください。

《実施要領等》 中国地方整備局 WEB サイト(<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>) 参照してください

対象とする建設会社等

中国地方整備局における令和3・4年度「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。

継続更新は、令和元年度「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）を受けている建設会社等が対象となります。

申請方法

申請先に申請書類一式を同封して「持参」または「郵送」にてお願いします。

郵送の場合は、令和3年9月17日(金)消印まで有効です。

申請先(問い合わせ先)

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 11 階

国土交通省 中国地方整備局 **防災室 計画係（担当：西尾、坂本）**

TEL 082-221-9231(代表) (内線：2163)

Mail : chuugoku-kensetsugyouBCP@cgr.mlit.go.jp

《受付時間》 09:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日を除く）

申請期間

令和3年8月6日(金) ～ 9月17日(金)（郵送の場合、令和3年9月17日(金)消印まで有効）

申請書類(様式)および必要部数

《様式等》 中国地方整備局 WEB サイト(<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>) 参照してください

- ① 災害時の事業継続計画認定申請書（実施要領 様式1）A4判タテ
⇒様式に必要事項を記載し、紙ベースで社印を押印する 1部
- ② 事業継続計画書（表題および書式は全て任意）
⇒「事業継続計画※」（PDF形式でCD又はDVDに保存） 1部
- ③ 審査用チェックシート（実施要領 様式2）
⇒②の「事業継続計画※」のCD（又はDVD）にExcel形式で保存
なお、更新審査を申し込む場合で「軽微な変更」の申請者は作成不要

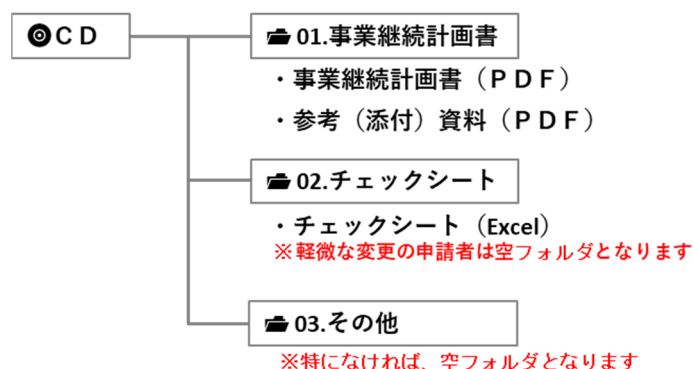
※「事業継続計画書」は、社外秘情報(経営情報・個人情報等)について秘匿処理していないものとし、認定期間中は、中国地方整備局にて保管させていただき、認定期間満了後に返却いたします。なお、保管させていただく「事業継続計画書」は目的外に使用いたしません。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)の対象としません。

《申請にあたっての留意事項》

- 1) 申請書(様式1)の担当窓口は、口頭審査の案内等、電子メールにより実施するため、常時受信確認ができるメールアドレスを登録してください。
- 2) 「事業継続計画」は、書類審査を実施するため、秘匿処理(マスキング等)は行わないで下さい。(個人情報等については漏洩等には十分に注意して審査を行います。)
- 3) 事業継続計画は、CD(又はDVD)にPDF形式で保存し、ディスクの表面にラベルを付けてください。(※CDのフォルダ構成は下記としてください)
- 4) 保存するPDFファイルは、原則として、事業継続計画製本時の1冊分を1つのファイルとします。ただし、ファイル容量が10MBを超える場合には、閲覧時の利便性を考慮して、事業継続計画の構成を踏まえつつ、1ファイルあたり10MB以下となるように適宜分割してください。
- 5) 事業継続計画書に参考資料として各種根拠資料を添付する場合は、当該資料全ての掲載は不要であり、表紙と該当頁の抜粋版(該当箇所にアンダーライン等を明示のこと)の添付で構いません。
- 6) 審査用チェックシート(様式2)は、事業継続計画の作成後、チェック内容が該当する記載ページを記入し、また、その内容が網羅できているか確認のうえ、セルフチェックとしてチェックボックス内に✓を記入してください。✓を記入したものはExcel形式で3)の事業継続計画と同じCD(又はDVD)に保存してください。
- 7) 事業継続計画書の図面等に記載される文字等の情報は判読できるように配慮してください。
- 8) 事業継続計画書の表題および書式は全て任意であるが、必須事項の内容が確実に記載されていることを確認するため、表題番号が任意の場合(例:表2-1-2)は、「作成解説書(第5版)様式集」で該当する様式記号(例:B-1-2)を併記してください。

注) 申請書は必ず「持参」又は「郵送」として下さい。(メールによる受付は行いません)

【CDのフォルダ構成】



【CDラベル】



※CDラベルは「手書き」「シール貼付」「表面へ印字」のいずれでも構いません。

※CDラベルの文字の字体、サイズ、文字色は問わない。(任意)

※CDは保管時等の損傷等防止のため、CD等ディスク用のケースに入れて提出をお願いします。

審査方法

審査は「書類審査」と「口頭審査」により実施します。

① 書類審査

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)に基づき、申請書類の記載内容を審査します。

② 口頭審査(新規申請者のみ実施)

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)に基づき、事業継続計画書の記載内容について口頭により確認します。口頭審査は電話による実施を基本とし、日時(11~12月頃の予定)につ

いては、別途審査事務局より電子メールにてご案内します。

なお、更新審査の対象者は「口頭審査」は原則省略しますが、必要に応じてヒアリング(電話確認を含む)を実施する場合があります。

認定基準

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)のとおり

認定の有効期間

新規審査の場合・・・有効期間2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)

更新審査の場合・・・有効期間3年間(令和4年4月1日～令和7年3月31日)

その他

建設業における新型コロナウイルス感染予防について、事業継続計画に記載する場合は、様式 A-1-1 へ記載すること。なお、具体的な対策の記載は審査対象としないものとする。

R3認定 手続について

(参考資料)

■令和2年度の募集から、申請手続きを簡素化しています。

①更新認定の有効期間を2年間に3年間に延長

⇒更新審査による認定期間を、2年間に3年間に延長します。(新規の場合は2年間)

②更新審査は口頭審査を原則省略し、簡素化

⇒更新審査は口頭審査を原則省略します。(新規審査の場合は口頭審査を実施)

ただし必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

③申請資料を電子化し、製本不要とした。また、更新内容が「軽微な変更※2」の場合、一部の申請資料を省略

⇒申請書類のうち「事業継続計画書」は電子データ(CD等)による提出とし、製本提出は不要とします。

⇒更新内容が「軽微な変更※1」の場合は、「審査用チェックシート」の作成を不要とします。

※1軽微な変更:社員の入退社による名簿の更新、各種連絡先・担当者変更、受注工事、日付等の時点修正等に起因する各種様式の記載事項の変更等

	R2認定～		
	新規審査	更新審査	
			軽微な変更
提出書類	・申込書 ・チェックリスト ・BCP計画書一式【非秘匿版】<u>電子データ</u>	【参考】令和元年度までは ・BCP計画書一式【秘匿版】<u>製本</u> ・BCP計画書一式【非秘匿版】<u>製本</u>	・申込書 ・BCP計画書一式【非秘匿版】<u>電子データ</u>
口頭審査	全社実施	原則省略。 ただし、必要に応じてヒアリング(電話確認を含む)を実施することができるものとする。	
有効期間	2年間	3年間	

※軽微な変更:①社員の入退社等による名簿の更新及び、それに起因する各種様式の記載事項の変更(時点修正)

②取引先等の担当者、連絡先等の変更(時点修正)、受注工事の完了等による変更(時点修正)

③日付等の変更(時点修正) など

(別紙)

「災害時の事業継続計画」の認定基準

■ 書類審査

提出された「災害時の事業継続計画」の記載内容に関して、

1. 審査用チェックシート(様式2)に掲げる全ての項目について記載されていること。
2. 記載内容が適切(曖昧な表現がない、実行性があるなど)であること。
3. 作成した書類に不備(記入漏れ、誤記、添付資料の欠落など)がないこと。
4. 虚偽の記載がないこと。虚偽の疑いがある場合は、口頭審査時に確認する。

■ 口頭審査

提出された「災害時の事業継続計画」を作成した会社の担当責任者として、

5. 自社の現状を把握していること。
6. 事業継続計画を作成することの目的や意義を理解していること。
7. 作成過程で生じた課題や問題点に対して、どのように対処したか把握していること。
8. 質問に対する回答が適切であること。

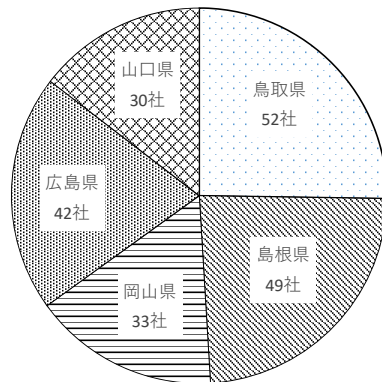
上記の全ての基準を満たすものを「災害時の事業継続計画」として認定する。

中国地方における地域建設業の事業継続計画

● 中国地方地域建設業BCP 今回の申請状況を踏まえた認定企業の位置図

令和２年度の認定企業数：２０６社

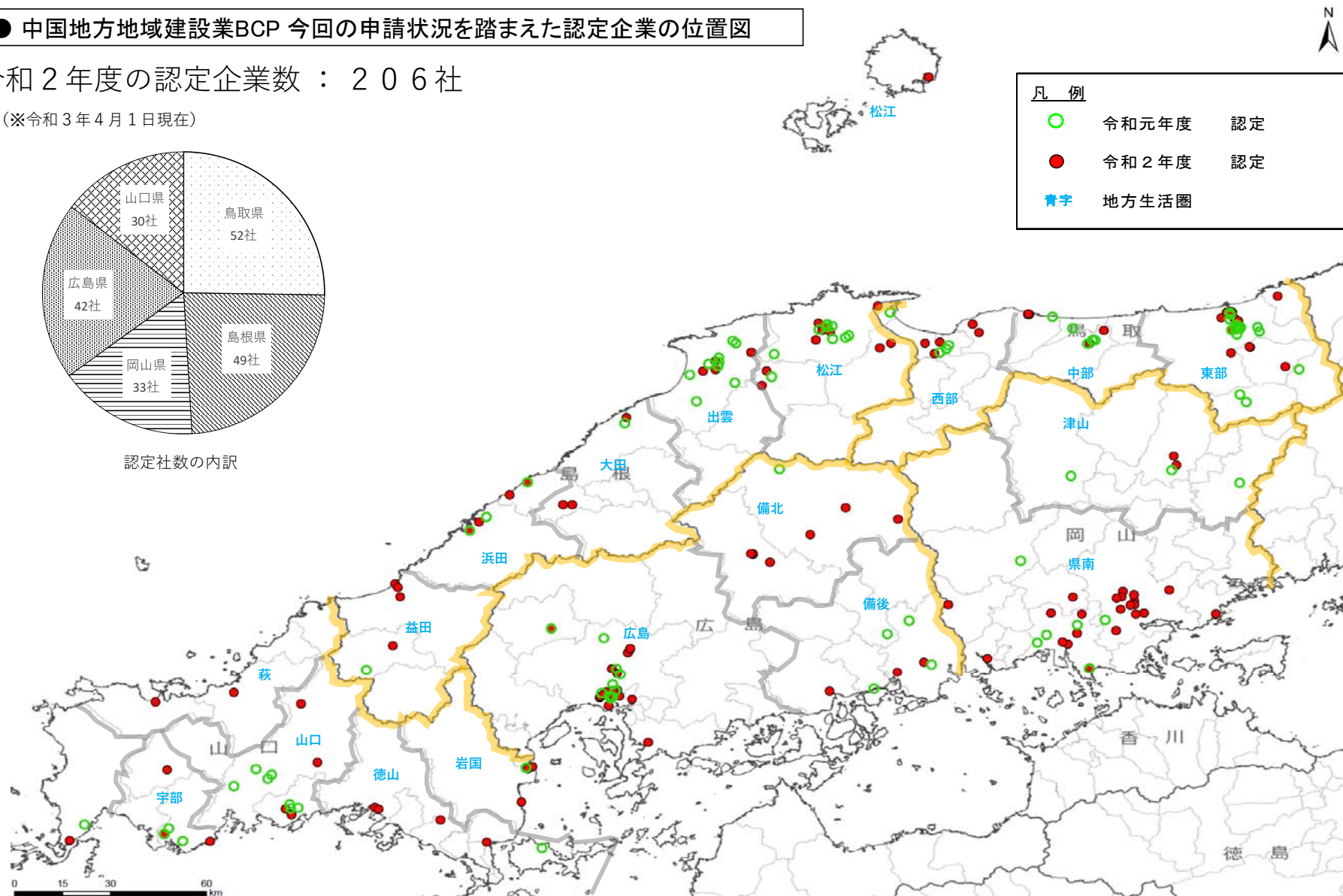
(※令和３年４月１日現在)



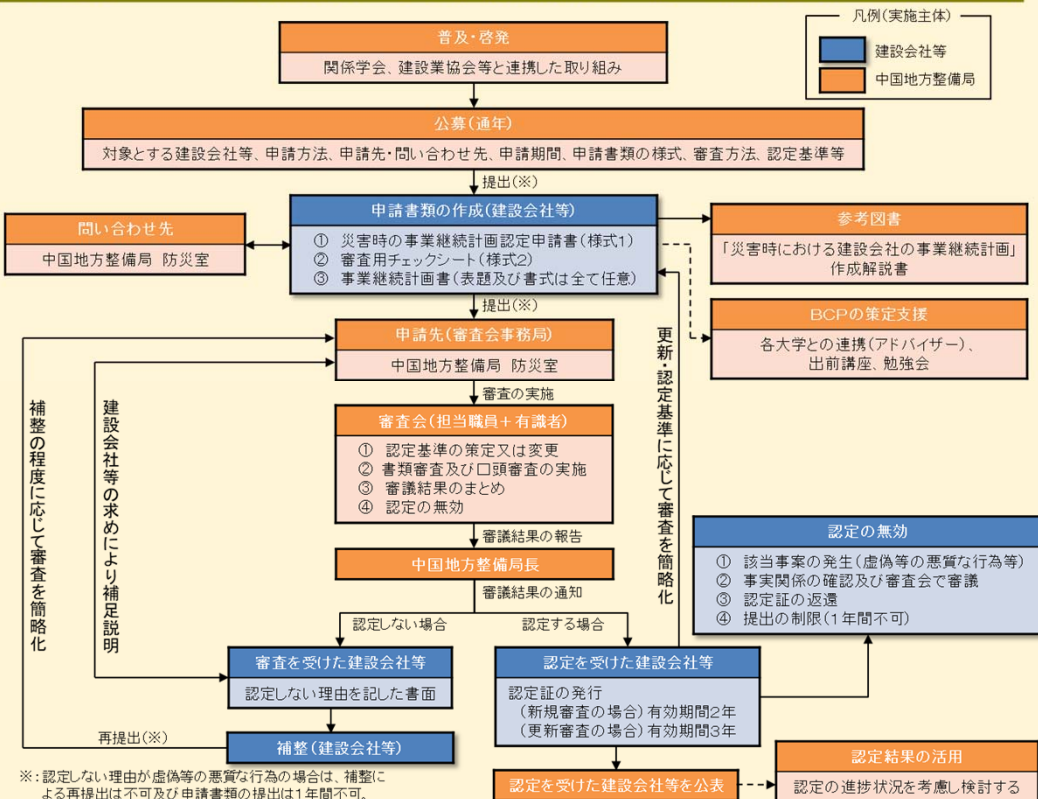
認定社数の内訳

凡 例

- 令和元年度 認定
- 令和２年度 認定
- 青字 地方生活圈



中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図



勉強会等の開催

中国地方整備局は、建設会社等のみなさんの事業継続計画(BCP)策定を支援するため、勉強会等を随時開催します。勉強会等の開催を希望される場合は、各県の建設業協会等を通じて下記の『申請・お問い合わせ先』までご連絡ください。

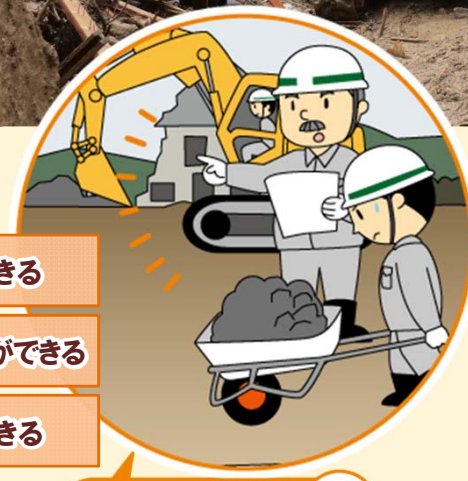
審査結果の通知

中国地方整備局長は、審査会からの審査結果報告に基づき、審査を受けた建設会社等に対して審査結果を通知します。その際、認定する場合は認定証を発行し、認定しない場合はその理由を書面で通知します。

審査会事務局は、審査を受けた建設会社等から認定しない理由について説明を求められた場合は、これに応じます。

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度

災害時に被災地域を早期に復旧するためには、地域建設業のみなさまのご協力が必要です。そのため国土交通省中国地方整備局では、中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)の審査・認定を実施しています。



企業を存続できる

従業員を守ることができる

地域に貢献できる

BCPがある



BCPがないと...

本制度の関連資料のダウンロードは
<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

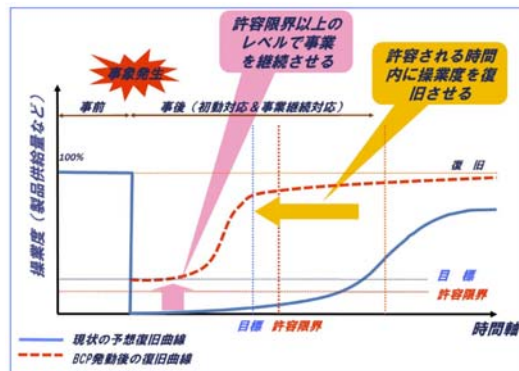


申請・お問い合わせ先 国土交通省中国地方整備局防災室
住 所 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
電 話 番 号 082-221-9231(代)

【事業継続計画(BCP)とは】

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が(なるべく)中断しないこと、中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)」と呼びます。その取り組みの特徴は、次のとおりです。

1. 災害後に優先的に実施または継続すべき“重要業務”を絞り込みます。
2. 各重要業務について“目標着手時間”を設定します。
3. 重要業務の実施するための対応計画を立案します。
4. 訓練・更新計画を立案し、BCPをPDCAサイクルで改善し、実効性を高めます。

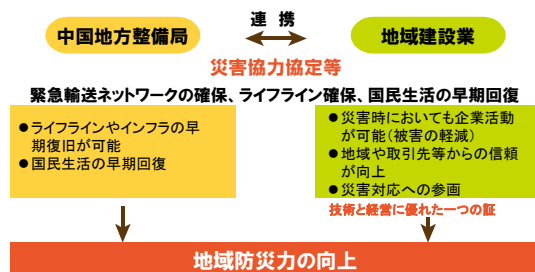


事業継続計画(BCP)の概念

【地域建設業におけるBCPの必要性と意義】

BCPは経営戦略のひとつであり、『①従業員を守ること、②企業を存続させること』を目的に策定するものです。

災害時には、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るためには、道路啓開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて重要です。災害復旧時に地域に貢献し、地域から信頼を得ることは、経営の健全化にもつながります。



国土交通省(中国地方整備局資料)



国土交通省(中国地方整備局資料)



国土交通省(中国地方整備局資料)

【BCPについて地域建設業者が考えること】

実際にBCPを策定した地域建設業者(中国地方整備局管内に本社を置く会社)が考えるBCPは、以下のとおりです。

A社

- ・BCP策定の目的は、『従業員を守る』、『企業存続』、『地域復興』、『早期の業務再開』により『企業としての責務』を果たすこと。
- ・災害発生時に事業が中断するということは、企業にとって致命的な欠陥となる。
- ・実際に機能しないBCPは策定する意味がない。
- ・BCP策定の効果は、「社員の士気向上」、「取引先からの信頼感」、「トップと従業員の意識の共有」である。

B社

- ・BCP策定のきっかけは、『災害時に地域で信頼される会社になりたい』と考えたから。
- ・BCP作成時における会社トップのリーダーシップが非常に重要である。
- ・BCPは経営戦略であるため、会社の理念をしっかりとって作成すべきである。

国土交通省中国地方整備局主催「3.11東日本大震災追悼フォーラム」パネルディスカッションより抜粋(平成26年3月11日)

認定の概要

認定は別途定める審査会および認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

認定後は、3年ごとに更新審査を実施して同じく認定基準に基づき適否を確認し、3年間の有効期限をもつ認定証を交付します。(令和元年度の認定までは2年間の有効期限)

対象業種

中国地方整備局における当該年度の「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。(一般競争参加資格の適用年度は、申請書類の提出時点)

認定にあたっての審査

(1) 審査会の設置

建設会社等から提出のあった災害時の事業継続計画の審査は、「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)を設置して行います。

審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成します。

(2) 審査方法

審査は、原則として申請書類に基づく「書類審査」と新規審査の場合は建設会社等の担当責任者との質疑応答に基づく「口頭審査」によります。審査の具体的な方法は、審査会が定めます。

(3) 認定基準

審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準をあらかじめ策定し、公表します。

この取り組みの初期段階は、地域建設業におけるBCPの普及を図るため、必要最小限の認定基準を設けるものとし、その後、普及状況等を考慮して段階的に認定基準を引き上げるなどレベルアップを図っていきます。